

◎新潟県告示第426号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	いろどり訪問介護	新潟県柏崎市剣野町 20番16号	株式会社彩	平成31年4月1 日
訪問看護 介護予防訪問看護	独立行政法人国立病院 機構新潟病院訪問看護 ステーションゆきさく ら	新潟県柏崎市赤坂町 3番52号	独立行政法人国立 病院機構	平成31年4月1 日
通所介護	街なかデイサービスた からばこ	新潟県五泉市村松甲 2197番地1	株式会社縁	平成31年4月1 日
通所介護	通所介護あおいの里・ 長岡	新潟県長岡市稲葉町 820番地6	社会福祉法人葵新 生会	平成31年4月1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	短期入所生活介護あお いの里・長岡	新潟県長岡市稲葉町 820番地6	社会福祉法人葵新 生会	平成31年4月1 日